

# 創業も充実！ 松阪市店舗 魅力アップ 事業費補助金

店舗改装を応援します！



新築・増築は対象外

## 創業枠

補助金額

対象改装工事の1/2

**上限額50万円**

景観計画区域重点地区は外装の改装  
などに要する額の1/2

**上限額10万円まで上乗せ**

松阪もめんの暖簾および松阪の木に  
係る額の1/2

**上限額5万円まで上乗せ**

※備品が対象となります※

## 一般枠

補助金額

対象改装工事の1/3

**上限額20万円**

景観計画区域重点地区は外装の改装  
などに要する額の1/3

**上限額10万円まで上乗せ**

松阪もめんの暖簾および松阪の木に  
係る額の1/3

**上限額5万円まで上乗せ**

※備品は対象外です※

松阪市 産業文化部  
商工政策課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

お問い合わせ

 **0598-53-4361**

FAX : 0598-22-0003

Email : [syok.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:syok.div@city.matsusaka.mie.jp)

## 募集期間

4月1日（火）～

※予算がなくなり次第終了します

## 対象地域

松阪市内全域

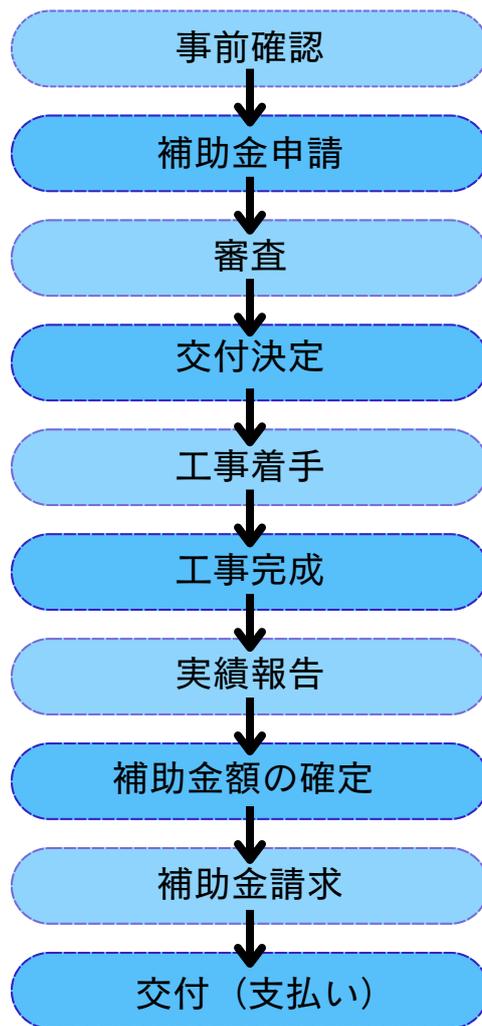
## 対象業種

小売業・宿泊業・飲食サービス業・  
生活関連サービス業・娯楽業

お気軽に  
お問い合わせください



## 補助金交付までの流れ



### 交付対象者（下記の要件をすべて満たすもの）

- ・市内に住民登録がある個人、または市内に本店もしくは営業所を有する法人
- ・関係する法令等に違反していないこと
- ・市税の滞納がないこと

### 交付対象事業（下記の要件をすべて満たすもの）

- ・所有または、賃貸をして営業している店舗または、営業しようとする空き店舗等が市内にあること
- ・改修または改装が、市内に本店支店もしくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人の事業者により施工されること（見積書、領収書が市内住所で発行可能な業者）
- ・年度内に工事の完成、営業が行えること
- ・補助の対象となる工事費の総額が20万円以上となること
- ・他の補助金を併用して受けていないこと